

調査等に関する特別委員会設置要綱

(設置)

第1条 連盟における業務の適正化及び活動の透明性等を図るため、理事長は理事会に決定により調査特別委員会等（以下「委員会」という。）を設置することができる。

(所掌事務)

第2条 委員会は理事長の委嘱に基づき、次に掲げる事項についての調査及び審議をするものとする。

- (1) 連盟業務に関すること。
- (2) 役員及び事務局の活動に関すること。
- (3) 特別な事項に関すること。
- (4) その他の連盟運営に係わる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員5人以内で組織する。

- 2 委員は理事長が委嘱する。
- 3 委員は利害関係のない者とする。
- 4 委員の氏名及び役職等は公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席（委任による出席を含む。）しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(調査結果の報告)

第7条 委員長は調査の内容について、その結果を理事長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、日本サーフィン連盟事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

(理事会承認 平成15年11月14日)